かすみがうら市議会産業建設委員会会議録

令和元年6月7日 午後 1時28分 開 議

出 席 委 員

 委員長
 古橋
 智樹

 古藤
 文雄

 女 龍
 女龍

 委員
 大岡

 女
 員人

 女
 員人

欠 席 委 員

なし

出席説明者

都市産業部長 鈴 木 芳 明 建 設 部 長 石 塚 洋 二 農業委員会事務局長 大久保 定 夫 農林水産課長 仲 戸 禎 雄 都市整備課長 大久保 昌 明 道 路 課 長 長谷川 文 男

出 席 書 記 名

議会事務局 青山哲士

議 事 日 程

令和元年6月7日(金曜日)午後 1時28分 開 議

- 1. 開 会
- 2. 事 件
 - (1) 議案第46号 市道路線の認定について
 - (2) 議案第47号 市道路線の廃止について
 - (3) その他
 - ・都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について
 - ・角来上池整備工事について
 - ・荒廃農地状況について
- 3. 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 4. 閉 会

開 議 午後 1時28分

○古橋智樹委員長

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 それでは、ただいまから産業建設委員会を開きます。

書記を指名します。議会事務局青山主任を指名いたします。

それでは、本日、本委員会に付託されました議案第46号及び議案第47号の審査に当たり、これより現地調査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、そのようにさせていただきます。 ここで、現地調査のため、暫時休憩します。

休 憩 午後 1時29分

再 開 午後 3時03分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

現地調査のほう、大変ご苦労さまでした。

そうしたら、議案第46号 市道路線の認定についてを議題といたします。

建設部から特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長(石塚洋二君)

ご苦労さまでした。

議案第46号 市道の認定につきましては、法に基づく議会の議決をよろしくお願いします。

○古橋智樹委員長

それでは、質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。 佐藤委員。

○佐藤文雄委員

行きどまり道路であっても認定するというのは、何でしたか、あれ、旋回できるところは行きどまりと言われている道路でも市道としては認定できるということなんですね。

○古橋智樹委員長

道路課長 長谷川文男君。

○道路課長(長谷川文男君)

道路接続が市道等に接続している場所につきましては、都市計画法の中での行きどまり路線での転回広場のエリアが確保されていれば受け入れるという規定となっております。

○古橋智樹委員長

ほかに。

矢口委員。

〇矢口龍人委員

路面の形状がたしか透水性の舗装なんかが今まで採用されていると思うんですけれども、今回は普通の密粒アスコンだと思うんですけれども、それとあと、中に公園とか緑地とかということでたしか開発行為に入っていたかなと思うんですけれども、あそこに適用しなかった条件というのはどういうふうなことで適用しなかったのか教えていただけますか。

○古橋智樹委員長

道路課長 長谷川文男君。

○道路課長(長谷川文男君)

ただいまの矢口委員の内容ですと、道路課のほうとしましては道路に関する……

「「道路の認定だから答えられないというわけか」と呼ぶ者あり]

○道路課長(長谷川文男君)

はい。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

〇矢口龍人委員

だけれども、道路認定のときには、道路課だから条件がわからないという答弁だったかな。だけれども、あれは開発行為の中で、各担当課を回って歩いた中でそういう条件をつけていくと思うんです。

前回、下原で開発行為やったときには路面は透水性の舗装にしましたという条件つけましたというお話だったし、あそこにはたしかポケット公園があったりもしたし、何か今回ちょっと条件が違うのかなと、どういうわけでそういうふうに去年とことしで条件変わったのかなということを説明いただきたかったんです。わからないですか。

「「はい」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長(石塚洋二君)

特段の今委員が申されたように、道路の透水性とか密粒性舗装とかという規定は受け入れ認定の中にはありませんで、場所によりお願いする場合もありますが、施工業者側のほうで、ここは例えば接続できる両面側溝があるからそこへ計画しているので、そちらで拾うからそれはちょっとできないと言われればそれで承認する、そういう形になっております。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

〇矢口龍人委員

開発行為というのは行政側が指導するのであって、やるやらない業者が決めるんだというそういう 感覚なんですか。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長(石塚洋二君)

開発行為の中で、関係機関として道路に関しては道路のほうにその意見書が求められます。その意見書の中で道路課は例えば先ほど、ほかの場所も行ってもらいましたけれども、この辺は滞留性があって放流状態が悪い、水がたまるような地域であるとか、そういう場合は極力お願いしますということでお願いはしていますけれども、それを透水舗装でなければ受け入れしないというところまでは言えないということです。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

〇矢口龍人委員

本市の市街化区域においては雨水に関する排水処理能力というのが非常に悪いというのが今回、角来池の件もそうだし、全体として雨水排水の整備がされていないというのが現状なわけですよね。先ほど言った下原の稲吉南3丁目にしても、あそこだって決して排水能力があるわけじゃないですよ。だから、本来であれば、高い安いじゃなくて、やはりもうそういう指導は市内の開発の場合はそういう脆弱な排水であるから、やはり市としてはそういう浸透式の排水にしてくれとかとそういうふうな指導というのは、私は統一した見解として持っているのがいいと思うんですけれども。やってくれなければいいよ、好きにやってくれというそういうふうな指導の仕方というのは、何かちょっと一貫性がないかなというふうに思いますけれども、どうなんでしょうね。

[「都市計画のほうでね」と呼ぶ者あり]

〇矢口龍人委員

でも、専門は道路だから、道路の話だから。だから道路課は道路課で指導するのが本来……

[「都市計画のほうと道路課のほうとの協定というか」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長(石塚洋二君)

委員のご指摘ごもっともなんですけれども、道路課としては道路を恒久的に維持管理していく中で、 言いわけにもなってしまうところがあるのかと思いますけれども、数年で透水性舗装は目詰まりを起 こしてしまう、さらに強度が非常に弱いので、通常の舗装よりも長期的にはもたないということで、 移管された後は市がまた維持管理しなくちゃならない、またそのときに透水性舗装は金額もかさむと いうこともありまして、委員ご指摘のような市街化の中でよほど放流状態がよくないところでない限 り、そんなには強制的には今のところお願いしていないのが現状です。

○古橋智樹委員長

ほかに。

[「了解」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、ないようでございますので、議案第46号についての質疑を終結いたします。 これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案第47号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

建設部から特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長(石塚洋二君)

議案第46号同様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

それでは、質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。 矢口委員。

〇矢口龍人委員

ちょっとこの展開地図と現況が何か全然違うような感じがするんですけれども、これさっき駐車場 みたいなところをとことこ歩いていった位置というのはどこなんですか。車とめた位置はどこなんで すか。

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時14分 ______

再 開 午後 3時16分

○古橋智樹委員長

それでは、再開いたします。

道路課長 長谷川文男君。

○道路課長(長谷川文男君)

先ほどの認定道路の廃止の現地についてですが、概要書の25ページになるんですが。

「「議案書の52ページ」と呼ぶ者あり〕

○道路課長(長谷川文男君)

議案書の52ページの詳細位置図のほうをごらんください。

先ほど車をとめましたのは、図面の下のほうに日立物流という会社名の建物があると思うんですが、 そこの右側のちょっと広くなっているところに車をとめていただきまして、それから北のほうに向か いまして三角になっている敷地の角から廃道する路線のほうを目視していただきました。

「「これ矢印と逆ということですだよね」と呼ぶ者あり〕

○道路課長(長谷川文男君)

そうです。図面のほうでは起点終点で見ていますけれども、終点側から見ていただいたような状況となります。

草が刈ってあったところにつきましてはおおむね法定外道路の位置になりまして、その草が刈っていない先が今回お願いしています市道路線となります。

○古橋智樹委員長

ほかに。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

もともとだからこれは市道 8034 号というのはこの短い区間が市道であると今現在、これをなくしますよと、簡単に言えば。だから、これは全くもう市道としての役割を果たしていないという現状がということで認識してよろしいですか。

○古橋智樹委員長

道路課長 長谷川文男君。

○道路課長(長谷川文男君)

ただいま佐藤委員が言われましたとおり、現況としましては公の道路として利用していない道路となっております。

○古橋智樹委員長

私。

[委員長交代]

○佐藤文雄副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

すると、これまで手間暇、お金をかけて管理していたことは全くなくて、市のがそのまま生えていたということですか、今回は刈りましたけれども。

○佐藤文雄副委員長

道路課長長谷川文男君。

○道路課長(長谷川文男君)

そうです。

○佐藤文雄副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

そういう類似の道路がどれぐらいあるのか、気になるところなんですけれども。

○佐藤文雄副委員長

道路課長 長谷川文男君。

○道路課長(長谷川文男君)

ただいまの古橋委員が言われましたように、俗に言う里道という道路ですか、そういう道路の延長 について把握はしていません。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

わかりました。 戻ります。 ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。 これより討論を行います。 討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

次に、その他でございますが、都市産業部から都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画 の策定について説明したいとの申し出がございますので、入室を許可いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時19分

再 開 午後 3時19分

○古橋智樹委員長

再開いたします。

それでは、説明を求めます。

都市産業部長 鈴木芳明君。

〇都市産業部長(鈴木芳明君)

本日はお時間をいただき、まことにありがとうございます。

都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定につきまして、都市整備課長よりご説明 のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

何か資料はございますか。都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長(鈴木芳明君)

資料はタブレットのほうに。

○古橋智樹委員長

それでは、引き続き説明を求めます。

都市整備課長 大久保昌明君。

○都市整備課長 (大久保昌明君)

都市整備課の大久保です。よろしくお願いします。

私のほうから、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定についてということで説明させていただきます。

資料のほう、よろしいでしょうか。1ページをお願いいたします。

最初に、都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定に係る背景から説明をさせていた だきます。

まず、背景の1点目、本市におきましては、平成21年3月に、都市計画に関する基本的な方針といたしまして都市計画マスタープランを作成しております。このプランでは、目標年次を20年後である平成40年、元号変わりまして令和10年となりますが、としまして、中間年次を平成30年としており、昨年度がその中間年度に当たることから見直しを検討すべき時期になっております。

2点目、日本全体の人口減少が進む中、本市におきましても平成12年ごろから減少へと転じており、 生活環境の確保と持続可能な都市運営が課題となっております。

3点目、今後も人口が減り続ける見込みの中で、国の示しますまちづくりの方向性がこれまでの成長・拡大から成熟・集約によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークへの現実へと転換されております。

4点目、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方を踏まえまして、生活利便施設の維持 と公共交通等での拠点等へのアクセスを実現するための手段といたしまして、都市再生特別措置法に 基づく立地適正化計画の策定が必要となっております。

5点目、都市計画マスタープラン策定後10年が経過する中で、関係法令の改正や市の総合計画の改定、さらに神立駅周辺の社会資本の整備など市の都市計画を取り巻く環境が大きく変化しております。新たな立地適正化計画との整合性を図りながら、都市計画マスタープランの見直しが必要となっているところでございます。

以上、5点の背景を踏まえまして、平成30年度から令和2年度までの3カ年をかけまして計画を策定していくということでございます。

続きまして、1ページ中段の都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係についてご説明させていただきます。

立地適正化計画の根拠は、都市再生特別措置法に規定がありまして、都市計画マスタープランの一部、高度化版と言われております、として扱うこととなります。

本市の計画の位置づけとしましては、第2次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略を上位計画といたしまして、その計画との整合性を図る必要があります。また、市の関連します計画として公共施設のマネジメント等や公共交通などの個別計画との整合が必要であり、さらに国や県、近隣自治体との間で関係する計画の連携が必要となってまいります。

2ページをお願いいたします。

こちらでは、3年間にわたります策定のフロー図をお示ししてございます。

年次的な計画の概要といたしましては、昨年度、平成30年度になりますが、では現況の整理としまして前提条件の整理、分析、都市計画マスタープランの中間での評価、課題の整理等を行っており、今後の都市づくりの理念、そして人口推計等までを完了しているところでございます。平成30年度までの整理した内容につきましては、この後、改めまして説明をさせていただきたいと思います。

次に、2年目となります今年度でございますが、より具体的な検討を行うこととしておりまして、都市計画マスタープラン、図の中では水色の表示になりますけれども、こちらでは土地利用や公共交通などの分野別、また地域別での検討を予定しております。また、立地適正化計画、青色で表示しておりますけれども、こちらでは、将来的に生活サービスを持続的に確保できるように居住を誘導すべき区域や都市機能としての医療、福祉、商業等を誘導する都市機能誘導区域の設定について、具体的に検討をする予定としております。

それらの検討を踏まえまして、3年目におきましては、国や県、近隣自治体の計画との整合を図りながら、実現に向けた方策や目標値の設定を掲げました計画書の完成を目指してまいります。

これら計画づくりの体制としまして、下のほうに図示をしてございます。

計画の策定に当たりましては、昨年度に策定委員会を立ち上げまして、学識経験者、市民の代表の方、それから市の職員からなる組織を立ち上げており、その下に庁内関係各課で構成する幹事会を設けております。また、市民や事業者の方々の意見を聞く場や説明をする場を設けるとともに、ホームページ等を利用しまして情報の提供にも配慮をしたいというふうに考えております。

この計画につきましては、最終的に都市計画審議会への諮問が必要になりますが、最終年度だけでなく毎年度報告をしていく予定でございまして、議員の皆様へも必要に応じまして報告をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、3ページをお願いします。

こちらのページは、立地適正化計画の概要を説明したものでございます。

ページの冒頭にも記載しておりますが、立地適正化計画は、急速に進む人口減少や高齢化に対応する施策としましてコンパクトなまちづくりの実現のため、都市機能やまちなか居住の緩やかな誘導を図り、持続可能な都市を目指す計画でございます。

資料の中央部分に計画のイメージ図を載せてございます。

この計画の区域は都市計画区域を対象としておりまして、居住誘導区域が設定できますのは市街化 区域に限られることとなります。また、都市機能誘導区域は、原則といたしまして居住誘導区域の中 に定めることとなります。このような中心的区域への緩やかな誘導で、人口減少の中であっても一定 の人口密度を維持し、生活の質を持続的に確保するという計画になります。

ただいまのイメージ図の下に、コンパクトシティ化による4つの効果をお示ししております。

1つとして生活利便性の維持向上等、2つ目としまして地域経済の活性化、3つ目としまして行政 コストの削減等、4つ目としまして災害危険性の低い地域の重点利用、これらの効果が限られた資源 の集中、効率的な利用で、持続可能な都市社会の現実という形につながるということになります。

なお、参考としまして、表の一番下にありますけれども、全国の自治体における計画策定の取り組みの状況でございますが、本年3月末日現在で、全国で468自治体が取り組みを実施しており、県内では本市を含みまして26の自治体で取り組んでいる状況でございます。

続きまして、4ページ、5ページでございますが、こちらは昨年11月から12月にかけまして、市民の方にアンケートを実施しております。そちらの結果の概要をまとめたものでございます。各調査項目ごとに集計した結果とその解説が載ってございますので、時間の関係もありますので、恐縮ですが、後で確認をお願いしたいと思います。

続きまして、6ページをお願いいたします。

先ほど3カ年の策定フローを説明させていただきました。その中で、平成30年度、昨年度に完了いたしました内容を取りまとめたものがこの6ページの資料となります。

この表には、アンケートの結果と当市の現状分析を踏まえまして、都市計画マスタープランと立地 適正化計画に係ります当市の都市づくりの理念、それから方針を記載してございます。

まず、ページの左側になります。

都市の特性と課題を分析いたしまして、今後の都市づくりの主要課題としまして4つを掲げております。都市の特性として4つ、それから都市の課題として5つを掲げた後に、その右側、主要課題としまして課題①から課題④までの4つを掲げております。1点目としまして、神立駅周辺のポテンシャルを生かした活力と暮らしの場としての魅力の向上、2点目としまして、自然環境と共生した暮らしによる農業環境、地域コミュニティーの維持、3点目としまして、市民が安心できる居住環境と子育て世代の転入につながるまちづくりの必要性、4点目としまして、市街地や公共交通、生活利便性が高い地域への都市機能、居住誘導の必要性でございます。こちらを主要な課題としております。

また、資料の中央部分になりますけれども、こちらには都市づくりの理念、それから立地適正化計画の方針を記載してございます。

理念につきましては3つのキーワードを掲げております。「活気」、「共生」、「協働」の3つのキーワードでございます。これらを用いまして、理念の1つ目としまして、快適で安全な暮らしの環境を生かした活気ある都市づくりを目指す、2つ目としまして、豊かな自然と地域資源を生かしたゆとりある共生の都市づくりを目指す、3つ目としまして、地域特性と人材を生かした触れ合いある協働の都市づくりを目指す、この3つでございます。

その中で、今回改定いたします都市計画マスタープランの役割でございますが、地域特性を生かした持続可能な都市を実現することとしております。その具体的なイメージとしましては、図になっておりますけれども、市街地におけるコンパクトシティ化による町なかのにぎわいと活気の実現、郊外地におけます1次産業等の振興によるゆとりある自然との共生の実現、これら市街地あるいは郊外地の地域の特性を生かしたライフスタイルが選択できるというまちを、市民や民間事業などの多様な主体で支えながら、都市づくりをしていくという形をイメージしております。

次に、資料の中央の下の部分になりますが、こちらにつきましては立地適正化計画の方針ということで、持続可能な都市の実現に向けた拠点発展型の都市構造の構築を設定しております。

まず、図表の真ん中になりますが、神立駅周辺を中心拠点といたしまして、高齢者や子育て世代等の生活に必要な都市機能の誘導を図っていきます。また、その都市機能の周辺や公共交通などの生活利便性の高い地域への居住の誘導を図っていきます。一方で、千代田地区、霞ヶ浦地区の生活拠点を地域拠点といたしまして、これらを結ぶネットワークの形成で都市全体のさらなる発展につなげるということを指針としております。

最後に、右下になりますけれども、暫定的な目標人口密度を設定しております。

将来人口につきましては、既に人口ビジョンによりまして、市の人口ビジョンでございますが、2040年度で3万5484人としております。ですので、こちらの計画につきましても、この数字を参酌するとしております。

目標の人口密度でございますが、こちらにつきましては工業専用地域を除きました市街化区域の人口密度の現状の値3,736人を参考にしまして、暫定的に3,700人に設定しております。これを達成するためには、自然の増加減少は除いた上で誘導人口として約2,800人の誘導を20年をかけまして実施する必要があるという数字になります。

以上、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定に係る初年度の終了時での状況でございます。繰り返しになりますけれども、人口減少が進む中におきまして、また神立駅の周辺環境

が大きく変化する中で、今後 20 年間の都市づくりの計画について計画策定を始めましたので、その現 況を報告させていただきました。

説明は以上でございます。

○古橋智樹委員長

説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。 佐藤委員。

○佐藤文雄委員

まちづくりの方針の6ページのところには、JR神立駅を中心とした福祉、教育、子育ての拠点と周辺地域となっているんだけれども、こういうふうになるとすぐ隣が神立だよね、つまり土浦市なんだよね。だから、そういう意味では、土浦市との関係も含めた都市計画マスタープランとの整合性というのも考えていかないと、何かJR神立駅を中心としたといってもかみ合わないんじゃないの、どういうふうに考えていますか。

○古橋智樹委員長

都市整備課長 大久保昌明君。

○都市整備課長 (大久保昌明君)

土浦市との整合性でございますけれども、土浦市におきましては平成29年の3月に立地適正化計画を策定済みでございまして、かすみがうら市とのかかわりの強い神立駅周辺地区につきましては居住誘導区域の設定、それから誘導施設といたしまして行政機能、介護福祉機能、子育て機能、商業、医療、金融機能等を掲げる計画が既にでき上がっております。本市としましても、土浦市でも計画ができ上がっていますので、整合性を図っていきたいというふうに考えております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

もうでき上がっているということになると、今おっしゃった中身が全くこれと同じような表現になっているような感じはするんだけれども、そうすると、土浦市との整合性を図るというのは、そこでは協議は全くしないで独自にはつくれないよね、絶対に。だって、そっちはやっぱり同じように神立駅を中心にして、今言った官公庁というかそういうところも何か入っていた発言をしていたので、そこまで行くと、何ていうか一緒に一体的に考えていかないとかみ合わないから、それは一定程度、協議というか必要なんじゃないかとな思うんですけれども、土浦と、どうですか。

○古橋智樹委員長

都市整備課長 大久保昌明君。

○都市整備課長 (大久保昌明君)

今、委員おっしゃるとおり、具体的計画の中で誘導する施設等明示されておりますので、うちのほうも地域に必要なものというのは例えば歩いて行ける商業施設であったりとか、それはどちらの地区にも当然必要だと思うんですけれども、中には共有できる、両方連携できるというそういう行政施設等も考えられるかと思いますので、おっしゃるように連携を協議していきたいというふうには考えております。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

〇矢口龍人委員

その件ですけれども、コンパクトシティとよくお使いになりますけれども、コンパクトシティを要するに当然、市街化区域にしても農村部にしても、そういう考え方でこれから都市づくりしていくというようなたしかそういうお話だったと思うんですけれども、そういったときに特にうちがやるときの場合は、公共施設にしても、それから今現在、都市計画道路にしても、これからまたまちづくりの中でこういうマスタープランの中でやっぱり都市計画道路も私は作成して、計画する必要があると思うんです。それから、今言った公共施設にしてもお互いに土浦市との有効利用できるようなそういうふうな方向にすれば、何も同じような施設2つもつくる必要もないし、どうしてもこの土浦の神立地区に対する考え方というのがやっぱりそれはお互い共有しないと無駄なこともなるだろうし、大体そんなかすみがうら自体の力もないんだから、やっぱり共有できるものはどんどん共有していっていくべきというふうに思うんです。

一つのコンパクトシティという考え方をちょっと具体的にどういう考え持っているんだか、それもちょっとお尋ねしたかったんですけれども。

○古橋智樹委員長

都市整備課長 大久保昌明君。

〇都市整備課長 (大久保昌明君)

委員の冒頭述べるような、佐藤委員さんのご質問と同じようになるかと思うんですけれども、コンパクトシティにつきましては、やはり人口が大幅に減少するという状況の中で、今のような状況ですとどの地域、それが市街化区域であっても調整区域であっても無指定区域であってもどんどん衰退してしまうかと思うんです。そうしますと、商業施設であったりとか、生活で必要な事業者さん等も撤退してしまうような懸念もありますので、ある程度、市街化の中でも人口密度を高めていって、市民が日常的に使えるそういう都市機能の部分は確保するとそういうふうなイメージを持ってございます。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

〇矢口龍人委員

そうすると、要するに農村部から都市に誘導しようというやっぱり考えなわけですか。

○古橋智樹委員長

都市整備課長 大久保昌明君。

○都市整備課長 (大久保昌明君)

長いスパンで考えますと、当然そういうふうな形になるかと思います。ちょっと誤解されるケースがあるように聞いているんですけれども、急速に強制的にということではないんですけれども、やはりある程度移住するのには、緩やかに農村部の方には市街化のほうに移っていただく必要性はあるというようなことになるかと思います。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

〇矢口龍人委員

よく悪く言えば切り捨てだとかそういうことが言われてくるなということなんでしょうけれども、でも実際のところ、そのコンパクトシティという言葉がまだまだかすみがうら市には私は適さないんじゃないかなと。本当にもう限界集落とかそういうふうな部分が多々できてきた場合にはそういうことも必要かなと思うんだけれども、そういうふうにして中央に誘導するということを始めちゃうと、

何かもう本当に地方を切り捨てたというふうにすごく感じちゃうんですよ。

よく公共交通の話も出てきますけれども、結局、もう車も行けないよ、だからこっち来いよと何か そんなふうに誘導しているのかなというふうに思うので、もちろん学校にしても統廃合してどんどん 南のほうに来たり、神立のほうに来るというふうなことになると、何か本当に強制的に小っちゃくし ているのかなというふうにも思うので、その辺をなかなか市民の人に理解してもらうのが大変かなと いうふうに思うんですけれども、どうなんでしょうね。

○古橋智樹委員長

都市整備課長 大久保昌明君。

○都市整備課長(大久保昌明君)

今回ご説明させていただきました立地適正化の誘導区域というのは市街化区域の中で限定されてしまうんですけれども、地域拠点とかは合併前の農業の中心的な部分もありますので、この基本的な考え方としてはまるっきり1カ所にまとめるというわけではなくて、拠点拠点をつなぐ公共交通的なものは確保して、都市全体としての地盤沈下を起こさないようにというようなイメージでございますので、委員おっしゃるようになかなか説明が難しい部分はあるんですけれども、決して地域を切り捨てるというようなことではないというふうに事務局としては理解しています。

○古橋智樹委員長

ほかに。

じゃ、すみません。

[委員長交代]

○佐藤文雄副委員長

はい。古橋委員。

○古橋智樹委員

先ほどの関連でまずお伺いしたいんですが、隣接市との都市計画にしても立地適正化計画にしても、 すり合わせというのはこれは茨城県が基本部分はチェック確認するのが仕事じゃないんですか、土浦 の都市計画ということで。ですから、つくりっ放しじゃなくて、こっちが土浦市と協議してやること も手段かもしれませんけれども、法令的には茨城県が整合性は出すということがなければ、町がまた がることは幾らでもありますので、そういう工程はあるんですか。

○佐藤文雄副委員長

都市整備課長 大久保昌明君。

〇都市整備課長 (大久保昌明君)

資料の2ページのほうになりますが、上段のところの右から2列目になりますけれども、行政のかかわりというようなこと、その下に茨城県との協議が、それから関東地方整備局ですから国との協議その辺が入ってございます。具体的には、来年度、令和2年に協議をする予定です。

○佐藤文雄副委員長

どうぞ。古橋委員。

○古橋智樹委員

でも、土浦は策定が完了しちゃっているわけですよね、立地適正化計画は。そのあたりがなぜなのかなとちょっと疑問に思うところでもあるんですけれども。もう策定しちゃっているわけでしょう、特措法でやれということで通達が来て一斉に出たはいいけれども、土浦はぼんともう仕上げちゃった。だって、神立のことを配慮すれば、かすみがうら市とまたがっているんだから、茨城県が策定完了は

ちょっとお待ちくださいと本当は言ってもらうべきなのかなと思うんですけれども、それなしに一方的に土浦市が悪い意味ではないんですけれども、早くつくりたかったということがあるんでしょうけれども、本当は茨城県がそれを調整して、土浦市も仕上げ、策定完了。うちもおいおいできましたという流れが私は本当だと思うんですけれども、もう特措法でどこもどんどん順次やってくださいということは非常に非合理的な私は思うんです。

だから、何か交付金とか交付税の算定とかそういうのにこの特措法は何か影響してくるんですか。 そうでもなければ、先にばんばんつくってまちづくり進める。

わからなかったから、別にそれは確認してからで後でいいです。これは産業建設委員会でもおいお いメーンテーマとしてやっていくということで、もう3月のときに委員の皆さんで話し合っています ので。

○佐藤文雄副委員長

よろしいですか。

都市整備課長 大久保昌明君。

○都市整備課長 (大久保昌明君)

現状でこの立地適正化計画を策定することで、財政支援の面で交付率が5%程度よくなるというような話でございまして、土浦市さんのところとしてはいち早く取り組んだ理由の一つになるのかなと思います。

[委員長交代]

「「いいですか」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤文雄委員

県との今、協議の話をしていたから、県とのかかわりというのは、計画を策定するときにこのスケジュールだと令和元年度にやるということになるのかしら、線引きの茨城県の協議というのは。

○古橋智樹委員長

都市整備課長 大久保昌明君。

○都市整備課長 (大久保昌明君)

来年度と令和元年度でやるというようなことでございます。

○古橋智樹委員長

ほかに。

ひとまずいいですか、この件は。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

先ほど申し上げたとおり、産業建設委員会で行政視察も含めて都市計画マスタープランのほうを議題として進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、この件に関してご質問等もないようでございますので、本件を終結いたします。

次に、建設部から角来上池整備工事について説明したいとの申し出がございますので、これを許可いたします。

それでは、説明を求めます。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長(石塚洋二君)

資料のほう、ごらんいただきたいと思います。 1ページをお願いします。

資料8-0480の道路排水整備工事及び角来上池工事について、先ほど先んじて現地の確認をしていただき、概要のほうの説明をさせていただきましたので、簡単に資料のほうに基づいて説明をさせていただきます。

1ページ中段になりますけれども、工事件名、市道8-0480 号線道路排水工事として、①として記載がされております。また、下段のほうになりますけれども、工事名、角来上池整備工事、②としてお示しをさせていただいております。恐縮ですが、各自においてご確認いただければ幸いです。

続きまして、2ページ開いていただきたいと思います。

こちらに工事の位置図を示しております。

左上、角来上池整備工事、赤い枠で記されたところの位置図です。また、下段のほうには市道8-0480号線の排水整備工事、吉田耳鼻咽喉科から下稲吉東小学校を通りまして角来池までの進入という形になってございます。

続きまして、3ページごらんいただきたいと思います。

流入断面として、その流入エリアを示しているものでございます。

青い部分のエリア、1と書いてありますけれども、11.25 ヘクタール、これが上池のほうのしゅんせつを予定していますそちらに流入される断面です。ここに今まで黄色のほうの断面エリア、図2として3.75 ヘクタールが記載されておりますが、これが合わせて上池に入っていたものをこれを2つ目の軽減する工事であります市道0480号線のほうに回して、管を通しまして下池に流入をして上池の軽減を図るという工事になっております。

4ページはその拡大図ですので、飛ばしまして、5ページのほう、ごらんいただきたいと思います。 学校区前の暫定ルートを示しているものでございます。工事は学校への影響を考えまして、夏休み を実施するとしているものでございます。

以上、簡略ですが、説明とさせていただきます。

○古橋智樹委員長

説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。 矢口委員。

〇矢口龍人委員

上池の改修はわかりました。そして、下池にバイパス管である程度の地区の排水もするのはわかりました。

それで、上池と下池をつなぐ排水路があると思うんですけれども、これの高さ的なものは結局両方 わっと水が入ったときに、両方とも排水し切れなくなっちゃうんじゃないのかな。ただ単に遠回しし ただけで、分配したけれども、行き先は同じなので、さっき部長がおっしゃったのはすばらしい効果 があるんだというようなお話だったんですけれども、その辺のところはどうなんですか。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長(石塚洋二君)

断面のエリアを書いて、それぞれの2つの池に持っていくということでご説明をさせていただきま したけれども、その流末です、さらにその下池からの流末についてはいろいろと公共水域であります 菱木川までその後、断面整備をしまして流入の路線の拡大を図って、そこで滞留することなく菱木川 の上流につないでいくということで計画をしております。

[「今の質問は違うよね」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

矢口委員。

〇矢口龍人委員

同じ。要するにそういうことなんです。要するに常磐線の部分が一番断面が狭いので、たくさん調整池つくっても調整力があっても流末の断面がないので、無理だろうというふうな思いなんですけれども、今おっしゃったように下流の計画を具体的に示していただけますか、今後の計画があるのであれば。

[「菱木川」と呼ぶ者あり]

〇矢口龍人委員

菱木川の流末の話。スケジュールとかわかれば。一応、それ部長の考えだけ。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長(石塚洋二君)

それは先ほど現地の説明で長期的対策と短期的対策と示されたと思うんですけれども、その長期的対策のほうのエリアに入りまして、下水道のほうの設計担当のほうのエリアになるんですけれども、下水道のほうでは今それらの調査に入りまして、計画を立てて、実際に施工のほうにその後入っていくという形で、実際のこの今回の整備によってどのぐらいのいわゆる飲み込みができて、どのくらいがオーバーするのかというのが今回やった結果を得ないと得られないので、先んじてこの今回の2つの池の工事というか対策をとらせていただいてという考えでおりますので、よろしくお願いします。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

〇矢口龍人委員

ですから、今回のこの2件の工事であの地域の排水は完成したというわけではなくて、とりあえず 暫定的にやる工事であって、将来的にはしっかりと排水できるようにしていくというふうなことでい いですね。確認してください。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長(石塚洋二君)

矢口委員のおっしゃるとおり、そのようなことで進める予定でございます。

○古橋智樹委員長

お願いします。

[委員長交代]

○佐藤文雄副委員長

どうぞ。古橋委員。

○古橋智樹委員

下中の前の冠水している水は、今回のしゅんせつで図を見ると流入エリアには青いところには入っていないんですけれども、これはどういう影響が対象になりますか。

○佐藤文雄副委員長

道路課長 長谷川文男君。

○道路課長(長谷川文男君)

今、委員さんがおっしゃられました下中の前の冠水につきましては、この図面ではちょっとわかり づらいんですが……

[「下中の前の冠水はこの調整池で受けるんだべ」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄副委員長

だから、エリアに入っていないからどうなんだという。

[「ここを流れる。後ろを通って」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄副委員長

一応、エリアに書いていないからどうなんだという質問なんだ。答えちゃだめよ。

道路課長 長谷川文男君。

○道路課長(長谷川文男君)

現在、このエリアで示して下中の前が入っていないというご質問だったと思うんですが、それにつきましては下稲吉中学校の前の道路のエリアにつきましては、下稲吉中学校の前面道路の大排。排水路があると思うんですが、この図面で言いますとグリーンで示してしている部分の水路に流入する、直接、角来上池には流入しないエリアになります。

○佐藤文雄副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

私としては、グリーンよりもその脇の赤だかオレンジだかそっちの栗畑のあたりからのほうが冠水のひどいイメージが。

○佐藤文雄副委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長(石塚洋二君)

ちょっと補足しますと、今の下稲吉中学校の前、グリーンの流入ラインとその左側の赤のラインを 言っているのかと思うんですけれども、ここのエリアも当然のことながら上池のところに今現在も流 入しているわけで、上池をしゅんせつすることによって流入が水位が下がってスムーズに行くという ことで、上池のしゅんせつということでご理解いただければと思います。

○佐藤文雄副委員長

どうぞ。古橋委員。

○古橋智樹委員

あと、道路課のほうが下稲吉東小学校のグラウンドの施工も担当されるということで、下稲吉東小自体のグラウンドの水はけ、それはどういう数値で見込みとして性能が上がるかというのは説明もらえますか。今現在がどの程度の、教育委員会じゃないとわからないでしょうけれども、下稲吉東小学校の中も抜くわけですよね。それで、下稲吉東小のグラウンドの水はけも改善しようということですよね。

○佐藤文雄副委員長

道路課長長谷川文男君。

○道路課長(長谷川文男君)

ただいまの質問なんですけれども、今回の工事で直接的に東小学校のグラウンドの排水を抜くという計画はしておりませんが、今回グラウンド内に管を埋設することによりまして埋め戻し時に砂等を使いますので、それを使って暗渠的な排水効果が若干は期待できるのかなと。

○佐藤文雄副委員長

ということだそうです。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今現在、結構水はけがよくなったような感じしますよね、下稲吉東小学校の水はけは。今、何かそういうトラブルありますか。

○古橋智樹委員長

道路課長長谷川文男君。

○道路課長(長谷川文男君)

現状で言いますと、下稲吉東小学校のグラウンドの排水につきましては道路排水のほうに流入している状況になります、かなりの状況です。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

〇矢口龍人委員

そういう状況であれば、どっちにしても人工ますは何カ所か設けるんでしょうから、ぜひグラウンドの排水ぐらいはうまくやって、利用させていただくんですから、教育委員会とよく話し合っていただいて対応してやってください。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長(石塚洋二君)

先ほど課長からありましたように、今の高いところから低いところに流れてしまうものはしようがないと思うんですけれども、何らかの装置とか形を使って道路の排水に流入をさせるというのは基本的には余り好ましくないものであります。しかしながら、この黄色のエリアで見てもらうとわかりますように、自然にこのぐらい流れ込むだろうということでの断面は下稲吉東小学校のグラウンドの半分ぐらいの面積は拾っていますので、ご理解いただければと思います。

○古橋智樹委員長

ほかよろしいですか、時間もありますので。

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、農業委員会事務局から荒廃農地状況について説明したいとの申し出がございますので、これ を許可いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時06分

○古橋智樹委員長

再開いたします。

それでは、説明を求めます。

農業委員会事務局長、大久保定夫君。

〇農業委員会事務局長 (大久保定夫君)

農業委員会事務局です。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、前回の委員会でご指摘のありました遊休農地の発生防止、解消に向けた市の取り組みについて、お手元の資料によりご説明いたします。

まず、1の現況と課題、2、施策の方向ですが、第2次総合計画におきましては、農業従事者の高齢化や後継者等担い手の不足、耕作放棄地の増大などの問題が顕在化しており、農地の荒廃化を防止するためには担い手の育成、農地パトロールによる耕作放棄地の解消や違反転用の防止による優良農地の確保を進め、担い手への農地の集約、集積を図ることが必要であるとされております。

次に、3番の具体的な推進方法ですが、農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進指針によりまして、遊休農地の発生防止、解消を進めております。

1点目ですが、地域内の全農地の利用状況について農業委員、推進委員、事務局職員で調査を行い、 遊休農地については農地の所有者に対し利用意向調査を実施しております。

2点目ですが、利用状況調査により再生利用が困難な農地については非農地判断を行うとともに、 それ以外の農地については守るべき農地として再生利用を進めております。

3点目ですが、地域の農地の受け手となる認定農業者など担い手の育成に努め、守るべき農地については担い手への農地の集積、集約化を進めております。

4点目ですが、後継者等担い手の不足が耕作放棄地の増大につながっていますので、新規就農者への就農相談、農地のあっせんなどを行い、新規参入を促進しております。

遊休農地の発生防止、解消に向けた取り組みにつきましては以上でございます。

○古橋智樹委員長

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長(鈴木芳明君)

続きまして、前回の委員会でご指摘のありました農地の確保、それから保全に対する市の考え方について、農林水産課長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長(仲戸禎雄君)

それでは、お手元のタブレットの資料とあわせてご説明いたします。

前回、ご指摘の農地の確保、保全に関する内容といたしましては、農業振興地域制度によりますか すみがうら市農業振興地域整備計画がございまして、こちらが国の指針や県の方針、施策等と密接に 関係いたします。

農業振興地域制度でございますが、資料左手、課題とありますとおり、農地面積が白地等への転用や耕作放棄地などにより年々減少し、食料供給力の低下が懸念され、農業生産の最も基礎的な資源である優良農地を良好な状態で確保することが重要なことから、農業振興地域の整備に関する法律に基づき国が農用地域の確保等に関する基本指針を示し、これを受け、県が農業振興地域整備基本方針を定め、優良農地の確保、農業振興を図るべき地域として市町村ごとに農業振興地域の指定、変更など

を行っているものです。

本市の場合でございますが、資料中央のピンク色で表記されております農業振興地域、こちらにつきましては都市計画法の市街化区域及び国有林などを除く市内全域が地域指定をされております。国の指針において、農地は農業生産にとって基礎的資源であり、優良な農地については法に基づきまして農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持保全し、有効利用を図ることが重要とされており、これらを踏まえ当市におきましても、先ほど申しましたかすみがうら市農業振興地域整備計画を作成し、資料ではその下、青で囲まれておりますおおむね10年間農用地として利用すべき区域とした農用地区域、俗に言う青地、こちらを設定しております。

本市の農業振興地域整備計画でございますが、昨年度末、佐藤委員さんに会長をお願いしておりますかすみがうら市農業振興地域整備促進協議会において、農用地域の見直しについてご審議をいただきました。現在、県との事前協議を進めているところでございます。委員ご指摘のように、非農地として判断された農地がふえれば、農用地として利用すべき土地として設定する区域が減ってしまう懸念もございますが、現在、県と協議を進めております変更計画におきましても、国や県の指針等に従い、除外の抑制や編入要件を満たす農地の積極的な編入等の取り組みを通じまして、見直す以前と同等以上の農用地区域を維持した内容となっております。具体的に申しますと、今回の見直しにつきましては、農用地区域からの除外が49.77~クタール、農用地区域外から農用地区域への編入が52.1~クタールということで、プラス2.33~クタールふえた内容で農用地区域を設定し、県と協議を行っているものでございます。

今後とも農業振興地域制度の適切な運用により優良農地の確保とあわせ、農業振興を図ってまいります。

その他担い手の育成や農地の集積などの取り組みにつきましては、先ほど農業委員会の説明とほぼ 重複しますので、割愛させていただきますが、今後とも国や県の定める指針、方針並びに市総合計画 に沿った形で関係機関と連携した取り組みを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。 以上です。

○古橋智樹委員長

農振地の図面はないですか。 農林水産課長 仲戸禎雄君。

〇農林水産課長(仲戸禎雄君)

ちょっと用意しておりません。申しわけありません。

○古橋智樹委員長

コピーで配れるんだったら、あればですけれども。 佐藤委員はもらっているんですか、その審議会で。 佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、もらっていない。

○古橋智樹委員長

あとはせめて茨城県単位ぐらいの農振地の図面なんかあると、かすみがうら市がどういうふうにあるべきかみたいなもの……

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長(仲戸禎雄君)

県の指針でいくと、自治体ごとに面積とかというのは出ていますけれども。

○古橋智樹委員長

あれでもいいです、市町村ごとの農振地の面積が…… 農林水産課長 仲戸禎雄君。

〇農林水産課長(仲戸禎雄君)

面積は色分けの図面はちょっとない。

○古橋智樹委員長

面積とあと行政会員における農振地のパーセントとか、わかればかすみがうら市の特質性もわかる し、矢口委員が宿題として出した上位法との整合もできる上でもわからないですか。

農林水產課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長(仲戸禎雄君)

宿題という部分につきまして、減らした分、減らしっ放しでいいのかという部分につきましては、 先ほどご説明させていただいた中で、資料のピンク色の地域が県で指定している農業振興地域という ことで市街化区域と国有林等を除きましたほぼ市内全域、その中に市のほうで設定しています農地と しておおむね 10 年間を見越して利用するべき地域として市のほうで設定しているのがこの農用地区 域ということでございまして、今回の見直しでも外した分、県で指定している区域から市の設定区域 にさらに編入して、変更前よりも若干ですが、ふやして優良農地の維持確保をしているような内容で ございます。

○古橋智樹委員長

そういうことの説明の補足なんですけれども、委員の皆さんから。 説明が終わりました。

[「時間がない」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ぜひ次回の折にやはり図面で見て、どういう分布かわかるようにご用意いただければと思います。 ほか、何かありますか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。 これで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時18分

再 開 午後 4時18分

○古橋智樹委員長

それでは、再開いたします。

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査(案)をお手元のタブレットに配布いたしましたので、お諮りいたします。

[「委員長一任」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

議長宛てに閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、ご異議ございませんので、そのように議長宛てに申し出させていただきます。 以上で本日の日程事項は全て終了いたしましたが、そのほか委員の皆様から何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、以上で産業建設委員会を散会いたします。 お疲れさまでした。

散 会 午後 4時19分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

委員長 古橋智樹